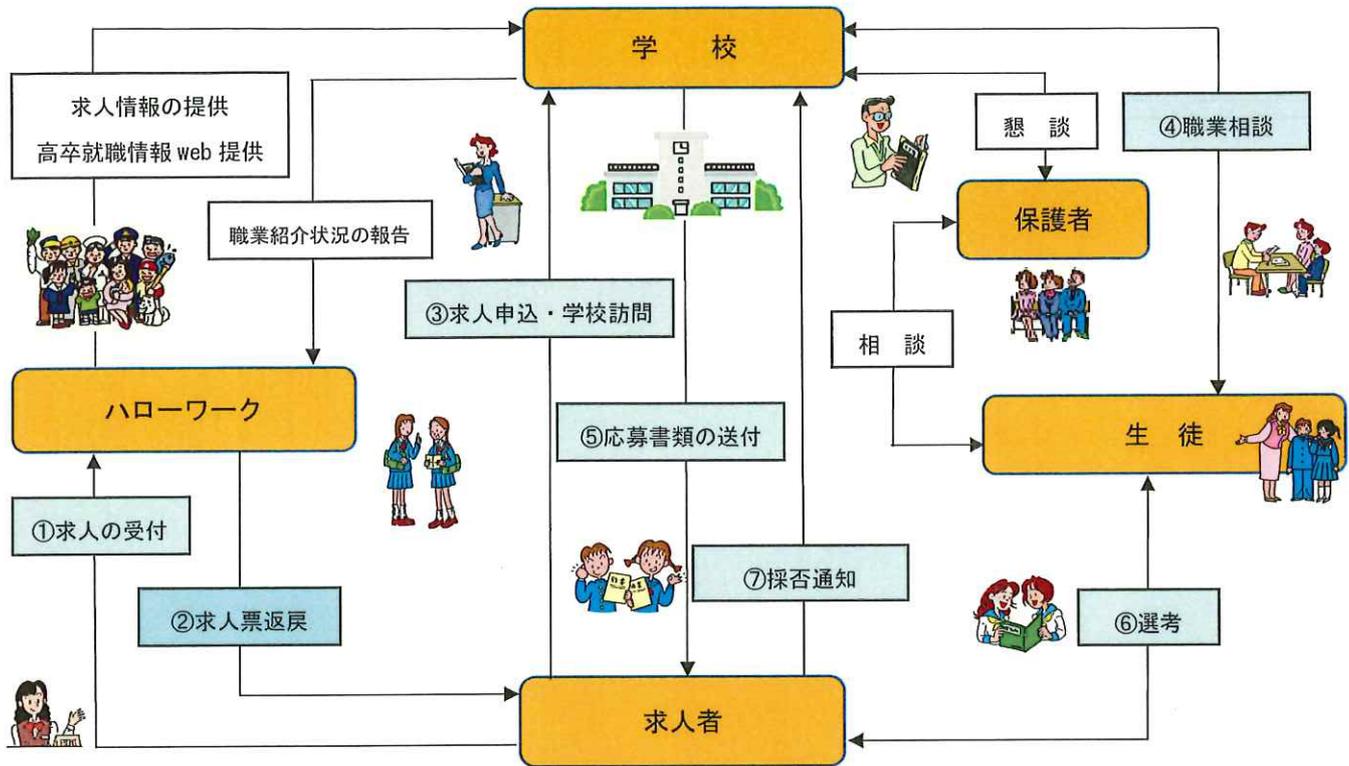


# 高校職業紹介業務のフローチャート（高校）



高等学校が行う職業紹介業務は、職業安定法第 33 条の 2 により無料職業紹介事業の届出を行っている一部の高等学校を除き、同法第 27 条によりハローワークとの協議によりハローワークの業務の一部を分担し、学校長が次の業務を行うことができます。

- 1 求人の申込みを受理すること
- 2 生徒の求職申込みを受理すること
- 3 生徒を求人者に紹介すること
- 4 職業指導を行うこと
- 5 就職後の指導を行うこと
- 6 公共職業能力開発施設への入所のあっせんを行うこと

(注～ハローワークの確認印のない求人は受理できませんので、求人者が直接学校に求人申込のため来校した場合は、必ずハローワークで確認を受けるよう指導してください。)

また、中退する生徒や未就職のまま卒業する生徒に対しては、ハローワークで配付している「離学者のためのハンドバック」を当該生徒に配付の上、必要となる支援を受けることのできる窓口へ誘導してください。

なお、中退者や既卒者から仕事に関する相談を受けた場合は、ハローワークへ誘導の上、ハローワークと連携して再就職に必要な支援を行ってください。